

## 地方議会の議員定数・議員に関する法改正・制度改正

### 1. 地方自治法改正の主な沿革

	身分・報酬 § 93①、§ 100	議員定数 § 91
昭和 22 年 (地方自治法制定)	・任期 4 年 ・報酬・実費弁償の支給	・議員定数の法定定数を定め、条例により定数の減少を認めた(市町村)
昭和 31 年	・議員に条例で期末手当を支給可能に	
<u>平成 11 年</u>		・議員定数の法定定数の廃止(条例定数制度の導入) ・市町村議会の議員定数の人口区分の大括り化等
平成 12 年	・政務調査費制度の創設	
平成 20 年	・行政委員会の委員等の報酬の規定から議員報酬の規定を分離し「議員報酬」に改称	
<u>平成 23 年</u>		・議員定数の法定上限の撤廃
平成 24 年	・政務調査費から政務活動費への改正	

#### 地方自治法改正の趣旨

##### ◆ 平成 11 年改正

明治以来の法定定数制度が維持されてきた歴史的経緯等にかんがみ、法律において何らかの基準を定めておくことが適当である条例定数制度へ移行。

- ・法定定数制度を廃止し、地方公共団体自らが議会の議決を経て条例により議員定数を定めることとされた。
- ・市区議会議員の定数について、人口区分が大括りにされた。(18 区分から 11 区分に変更)
- ・2 万以上 5 万未満は 26 人とし、市区については人口区分が上がるごとに原則 4 人ずつ増加させ、町村については人口区分が下がるごとに 4 人～2 人ずつ減少させることとされた。

##### ◆ 平成 23 年改正

議会制度の自由化を高め、議会機能を充実・強化させる見地から法定上限制度はもはや不要であるとして廃止

- ・議員定数について、人口区分に応じて上限数を法定し、その枠を超えない範囲内において条例で定数を定めるものとする制度を廃止することとされた。